



News Letter

Vol.6

喜びと笑顔に出会うために

H29.1.1 発行

ご挨拶

あけましておめでとうございます。

世界は、英国のEU離脱、米国のトランプ新大統領選出で大きく揺れ始め、日本でも金融政策の限界論、東京オリンピックに向けた事業など、さまざまな問題が表面化しています。

その震源地は、世界でも日本でも、これまでのやり方を推し進めた先にあるエネルギーの溜まりです。大きな流れであるグローバル化、大資本化、IT化、そして、その根底基盤にある経済優先の価値観。その価値観プレートが限界に突き当たり、沈み込み、人間が生活している表面プレートにひずみを溜め、ひずみが撥ねて大きな揺れを生んだのでしょうか。まだ揺れは、始まったばかり。今年から、大きな変化が起きてくること必定です。

法律も規制も何らかの正当な目的のためにつくられています。しかし、その法律や規制は、人間のあるべき姿や豊かな生活、そして日本や地方の文化や特性をいたずらに傷つけることなく、かつ、少数の優越的な地位にある者だけの利益にならない、そんないい塩梅でぎりぎりを探るという人間の知恵をもって運用していくなければなりません。

今年は、個々人も企業も、時代の流れを見ながら、新しい生き方、新しい働き方で、それぞれの幸せを模索しなければならない、そんな年になりそうです。

本年も当法律事務所にご愛顧のほどよろしくお願ひ申し上げます。

弁護士法人神戸シティ法律事務所
代表社員 弁護士 井口 寛司

弁護士 井口 寛司
弁護士 高橋 弘毅
弁護士 二宮 淳次

弁護士 石橋 伸子
弁護士 辻野 智子(育休中)
弁護士 南 泰準

弁護士 高島 浩
弁護士 野村 洋平
弁護士 平田 尚久

弁護士法人神戸シティ法律事務所 【兵庫県弁護士会所属】

〒650-0033 神戸市中央区江戸町98番地1 東町・江戸町ビル5階
TEL: 078-393-1350 FAX: 078-393-2250 <http://www.kobecity-lawoffice.com>

(写真:神戸港)



大内伸哉教授

弁護士井口寛司

今回は、働き方改革の第一人者でいらっしゃいます神戸大学大内伸哉教授と対談をさせていただきました。労働法分野も現実的な雇用関係と法律あるいは法律解釈の間にひずみが存在する分野です。今後将来に向けて、働く者にとってどういう意識改革が求められるのか、企業はどう対応すべきなのか、率直にお話をうかがうことができました。

▶ 働き方の未来 — 2035 年

井口 大内先生は、「働き方の未来2035:一人ひとりが輝くために」懇談会メンバーでいらっしゃいます。

大内 はい。今後、インターネットや人工知能(AI)などの情報技術が大きく進展し、当然、働き方は変わらざるを得ないのですが、労働法研究者としても、これらの変化によって労働法も変わらざるを得ないという視点を持っていました。労働政策審議会で扱うような本格的な政策議論の場ではありませんが、厚生労働大臣の私的懇談会として政策のあり方を議論するということなので参加することにしました。

井口 特に最近はテレワークという働き方を研究されているということですね。あと 20 年後には完全にテレワーキングになるということですか。

大内 情報技術の進展によって異なる空間にいてもネットを通じてコミュニケーションをとることができるので、どこでも共同作業をすることが可能です。2035年には、テレワークが主流の時代になっていると思いますよ。

井口 今の段階でも、私達はテレビ会議などをしていますが、それだけではないですね。

大内 はい、もっと進んで、オフィスに行かず、タブレットをもって、Wi-Fiを使ってクラウドコンピューティングにアクセスし、必要な情報を得て仕事をするというイメージです。情報にアクセスさえできれば、場所、時間、情報の制約から自由になるわけです。

井口 でも、ほんとうに一般企業のなかで、テレワークで仕事をしていく人なんて出てくるのでしょうか。

大内 ここ1、2 年で大きく変化すると思うのです。製造業であれば、今後さらに物をつくるプロセスがいっそう自動化されていきます。また、IoT の発達で、遠隔地からでも機械の異常などの情報をコンピュータで管理できます。人間の仕事として残るのは、何を作るのかという人間の創造性が必要なものや、異常時対応などでしょうが、多くの仕事はロボットとAIの発達でなくなっていくと思います。とく

に重要なのは前者の創造的な仕事であり、それがテレワークになじむものです。

井口 サービス産業でもですか。

大内 そうです。サービス業にも、いろんなビジネスモデルがあるのですが、その多くが大きく変わっていくでしょう。人間がサービスの提供プロセスに関与しなくなっています。これからは、企業側が消費者の需要を喚起するのではなく、消費者主導でビジネスが生まれ、そこからオンラインデマンドの仕事がどんどん開発され、配送でもドローンや自動運転車が使われる。何をやるかということは人間が決めるけれども、それ以外のプロセスで人間がやることがどんどんなくなってしまうでしょうね。もちろん、介護サービスなど人間として直接に接しないといけない仕事は残りますけどね。



井口 弁護士でも、判例を調べたり、ちょっとした法律相談をするというような定形的な仕事なんかはAIが十分対応していきますよね。

大内 そうです。知的作業でも定型的な仕事はAIに代替されてしまいます。そうすると、一般正社員の単純な知的作業は、AIによって代替されて、仕事がなくなってしまうと予測されます。

井口 そしてなんとか存続できた仕事だけがテレワークに変化していく、いずれ自営的になっていくんだろうということですね。

大内 そうです。個人事業主をインディペンデントコントラクターと言いますが、こういう人たちは、ネットを使って、まさにインディペンデントにテレワーカーとして働くことになるでしょう。

▶ みんながテレワークになるのか

井口 でも、ほんとうにすべての人がテレワークになってしまうでしょうか。

大内 そうなっていくと思いますよ。今の日本企業は、ITを十分に使いこなせていないのです。年輩の上司がまだフ

『 働き方改革 』



アックスを使うのにこだわったりするというようなことがあると聞きます。ファックスなんて技術的には非常に低レベルです。送信先がどういう状況かわからずセキュリティも低い。むしろ電子メールのほうが、誤メールしてもどこに送ったか残りますから安心ですよね。役所のなかにはファックスを愛用するところが多いのですが、これはもう周回遅れもいいところです。

井口 裁判所もファックスだけで情報のやりとりをしています。メールはダメなんです。けれども特許庁はずいぶん前からメールで情報を送信していますね。

大内 競争原理が働いていないところでは、新技術を導入して仕事の効率化を図ろうとするインセンティブが出てきません。現時点では、遠い将来のことのようにみえるかもしれませんのが、実はもう技術的には、いろいろなことが可能になっています。ただ、それを活用していないだけなのです。国際競争にさらされると、日本企業だけが旧態依然とした技術を使っているわけにはいかないでしょう。

井口 確かに電話でも、日本では、固定電話、携帯電話、スマートフォンと順番に変化していますが、新興国では、いきなりスマートフォン普及ですものね。

大内 そうです。情報通信技術のキャッチアップは簡単にできるのです。日本企業は、アマゾンやグーグルのように、競争の基盤部分であるプラットフォームを作る競争に敗れたため、これらの企業がつくったプラットフォームに寄生していくかざるをえなくなりました。そのために、途上国との間で、同じ土俵で新たなビジネスの開発をめぐり競争していくかざるを得なくなりました。最新技術を効率的に活用してビジネスを開拓していくなければ、途上国の企業との競争にも負けていくことになるでしょう。

井口 テレワークというこというと、その働き方はもうそこに来ているのだけれども、ふたが開いていないだけだということですか。

大内 家でやったほうが通勤は要らないし、出張もいらない。コストもカットできるし明らかに経営上のプラス効果は大きいですよ。競争原理が働くと、すぐに変わりますよ。

▶ 直接主義をどうしていくか

井口 ただ社内でも、取引先とでも、直接会ったほうが誠意が伝わる気がしますし、理解が進む気がすると思ってしまうんですよね。

大内 誠意もやり方によってはテレビでも伝わりますよ。それに、その直接面談は、ほんとうにコストに見合うものなのでしょうかね。むしろテレビ画面で説得できるような技術を考えいくほうが合理的ではないでしょうかねえ。

井口 こういった話をしていると、自分が固定観念に縛られていることを実感します。今まで、何事も顔を合わせて仕事を遂行してきて、そのなかで、相手の言動を五感でつぶさに感じて、心理分析をしたりして対応してきましたから。それがすべて、スカイプなどでいいのではないかと言われてしまうとねえ。

大内 確かに直接面談というプロセスが大切な場合もありま

す。しかし、問題はそのプロセスがどこまで成果とつながっているかです。上司との飲み会も、社内の仕事が円滑に進むから良いなどと言われますが、ほんとかなあと。それがあるからうまくいっているのか。なくともいいことなのか。なんなくよさそうな気がしているが、単にこれまでのやり方にしがみついているだけではないのか。実は合理性がなくて、やめたほうがいいかもしれないということです。

井口 うーん。

大内 もちろん、私も個人的にはアナログ的なものの良さを大切にしたいと思っています。でも、仕事のうえでは、そういうものは、なくてもやっていけるのではないかと。

▶ 人事評価の透明性 — job 概念

井口 いずれ日本の民間企業は多くの外国人を受け容れて仕事をしていくことになります。優秀な外国人材を採用していくしかないといけない。そういうときに、日本のアノログな方法というのは通用しない可能性があるかもしれませんね。

大内 そうです。日本の正社員は仕事の範囲が明確ではなく、その評価も、上司による裁量的な要素が強い。上司におべつか使う人がなんとなく高評価になっていたりもある。これが非効率を生んでいるのではないか。これも透明化していく必要がある。上司の裁量的、直感的な評価ではなく、多くのデータを集めて、AIで分析して行った評価のほうが説得力が高くて、いい人事評価システムになるかもしれません、そのほうが企業経営にとってよいということもあらえると思っています。

井口 具体的にその対象人物がどういう仕事(ジョブ)をしていくのか見える化し、その評価をデータをもとにして明確にしていくということですね。

大内 日本のような個々人の職務の範囲を明確にせずチームプレイ的な働き方をすることにはメリットもあります。外国のように、個々人が自分の成果だけにこだわって行動して、チームのことを考えないと、企業全体でみるとマイナスになることがあります。それはそうなんですが、日本のように、正社員はなんでもやりますということいいのかどうかですよね。



井口 組織は有機的に動いてますよね。しかし、ほんとうに単なるジョブの集合体でいいのか、データの積み上げですべて評価できるのか、と思うところはあります。見えない部分こそが大事なのではないか。人間の力には波動のようなものがあって、目に見えないエネルギーを出していくところもあるのではないかなど。実はそういったものが組織を動かしているのではないのかと。だから、その部分も測らないと適切な人事評価というのはできないのではないかと思ってしまいますね。単純な鉛筆なめなめの世界というのでは不合理だけれども、果たしてジョブの集合で全部といえるのかなあと思ってしまいますね。



大内もちろん、これは業種にもよりますし、すべてにあてはまるものではないと思いますが。一般的な製造業やサービス業を考えると、そういう従前の考え方のままだと競争に勝ち抜いていけないですし、個々人の職務の範囲を明確にし、その範囲での成果を公正に評価するということにしていないと、優秀な外国人も集まってこないので。

井口グローバルにやっていくには変わらざるを得ないということですね。

▶ 労働法も変わる

大内テレワークが進みますと、今は雇用契約の人たちも、だんだんと雇用からはみ出してインディペンデントコンタクターになり、これまでの労働法の基本たる従属性的な関係から解放されていくのではないかと思うのです。



(大内伸哉教授)

労働法は、労働者は従属性だから保護しなければならないという考え方によっています。しかし、インディペンデントな働き方となると、なぜこのような人を労働法で保護しなければならないのかということが説明されなければならない。そこで、そもそも雇用労働というのがなぜ

保護の対象になってきたかということを考える必要があるわけです。劣悪な労働環境から雇用労働者を保護するということが法の使命で、労働者の健康や生活の保護という側面が第一であったけれども、他方で、健康な労働力を確保するのは経済の持続的発展としても重要だったので。

井口労働法の法規制の意味は、労働者の人権保護という側面だけではなかったと。

大内そうです。労働法の保護によって、労働者の健康を守るということは、すなわち国家経済が持続的に発展するために必要だし、貧しい労働者を増加させないことは治安や社会秩序維持の観点からも重要な意味で、国家の経済的、社会的な安定や発展のために必要だという意味もあったのです。そうすると、同じことは、このインディペンデントな自営業にあてはまるかもしれない。自営的な働き方は自己の選択に基づいています。しかし、これは情報技術の発展によってやむをえず要求されたという面もあるので、ほんとうの自己選択によるものではないところもある。だから、法は、こうした自営業者をサポートする必要があるのでないかという論理です。

▶ 自学の重要性

井口サポートとしては、何が必要だとお考えなんでしょうか。

大内いくつかありますが、最も重要なのは、教育だと思います。これまで日本の国民の人材育成というのは、学校ではなくて、むしろ企業が行ってきたんです。OJTを中心とした企業による教育が極めて効果を發揮してきました。ところが、企業が長期雇用の正社員を徐々に減らしていく

という過程の中では、企業に人材育成の役割を期待することができなくなっています。

井口誰がするのでしょうか。その教育を。

大内学校がやるべきなのかもしれません、最終的には自分しかないと思います。「自学」ですね。自分なりの幸せな人生を送ろうとするうえで、仕事をどう位置付けしていくか。雇用を選ぶか、自営を選ぶか。いろんなことを自分で考えていく。自分が仕事を選び、そのために自分を成長させていく。誰も助けてくれない。問題は、そういう意識をどうやって育していくかということです。

井口これまで日本の教育では、いかに最高の教育を受けるかという受動的な考え方が主流でしたよね。いかにして先生が求める答案を書けるかと。だから、自分で考えて、どうやって自分で生きていくかとか、自分の自己プロデュースが非常に弱いですね。

大内意識改革が必要なのです。このままだとAIに負けてしまうという危機感をもってもらう必要があります。ただこの意識改革というのが難しい。今の若い人たちは、小さい時から他人から教えられて、それにすり寄るというやり方を刷り込まれて、成功体験を積んできています。たしかに、これまでそういうやり方に習熟した人が、一流企業に就職したり、司法試験を合格したりすることができました。しかし、こういう成功者の人も、これまで成功したかもしれないけども、その方法では今後生きていけないです。すでに成功体験をもっている人の意識改革が必要ですし、これから世の中にいる若者には、自分たちの先輩達の手法では、もう通用しない時代がくるということを教育すべきなのです。

井口ほんとうの成功者は、そこから自分で独創的に考えて努力していったんですね。でも、それはあまり見えてこなかった。大成功はしていないでもそこそこ行ける人が多かったからですね。しかし、これからは大成功しないと敗者になってしまう可能性がある。今後その差は、よりはつきりしてくるということですね。

大内そうです。東大合格を目指した東口ボ君というのがあります。東口ボ君は、多くのデータがあってそれを統計的に処理していくのは非常に得意なのですね。だから、こういうロボットを使えば、今のホワイトカラーの人の仕事の多くは、ロボットやAIに代替されてしまいますよということなんですね。

井口エリートが落ちちゃうのか。

大内そう、落ちちゃう。そして、エリートが敗者になると、非常に危険な社会になります。エリートは弱いですから。這い上がってくことができないんです。AIの脅威というのは、エリートと非エリートとの逆転を引き起こす可能性をもっているのです。



井口アメリカのトランプ現象なんかもそうでしょうか。

大内そうですね。アメリカでは、機械の発達で製造業の熟

『働き方改革』



練工が仕事をなくしていく、自分たちの技術を活かせなくなってしまった。そういう人たちの不満がトランプ現象の背景にあるようにも思いますね。人の「恨み」って大きいですね。俺たちは一生懸命やってきてこんなに技術があるのに、国や政府が悪いから、こうなってしまった。中国や日本のせいで自分たちは転落したんだという恨みを抱いてしまう。

井口 そういう社会にならないようにするために、コンピューターで代替できない仕事を考えて、自分が自立することを教育していく。情報リテラシー、契約のことなどをしっかりと教えていくべきだということですね。知的創造性を有する人も一部の人だけが残れる。



(弁護士井口寛司)

そのために自学をするほかないということですね。

▶ 人間の幸せとは

大内 ロボットやAIが働いてくれて、労働をしなくて済むのならそのほうがいいと考える人もいるでしょう。あるいは好きなことだけしてみたいという人も出てくるでしょう。経済発展というのを労働の意義に入れなければ、生存するだけの労働になるから、身の回りのことをしたりしていればいいわけですよ。田んぼ耕して生活していく自給自足みたいなことになる。生存に必要なことだけやっていくという選択です。

井口 そういわれれば労働って、国家が国民にいい生活をさせるために、させているのかもしれませんね。ミャンマーの人たちの生活を見ていますと、いまの日本とはほど遠い生活をしていますが、幸せに暮らしているように思います。国が発展し、国民においしいものを食べさせてあげたいなどと思うから、そのための労働を生んでいるような気がしてきます。

大内 それはほんとは余計なことなのかもしれませんね。そのままそつとおいたほうがいいのではないかと。日本もここに来るまで、戦争などいろんな不幸なこともあったわけで、どうせこのような末路をたどって、挙句の果てに貧富の差ができるのなら、無理して発展していくくなくてもいいんじゃないかということですね。

井口 アングロサクソンがやってきた帝国主義みたいなものにまた乗つかっていく必要がありますかという話になりますよね。

大内 そうなんです。

▶ 政府の働き方改革と中小企業

井口 政府は、高齢者社会と人口減社会のなかで、働き手を増加させようと必死になっているように思います。

大内 これ自体は悪い戦略ではないと思いますよ。労働人口の激減時代において、どのように女性、高齢者、若者などの労働力を活用するのかという視点で一億総活躍プランを立てて、良好な雇用環境をつくるんだという点は、

誰も文句をいうことはできないと思います。

井口 ただ、政府主導となると、どうしても大企業中心に議論が進んでいきます。中小企業は、働き方改革でもやはり遅れているのではないかとイメージされていると思います。だから、このイメージを払拭しないことには、中小企業に人材が集まらないことになってしまふのではないかと危惧しています。まず中小企業こそ、テレワーク改革をはじめとした改革を進めていくべきなのではないかと思うんですね。

大内 おっしゃるとおりです。労働法は、労働者の保護だけではなく、日本経済の基礎をつくり、発展していくというファンクションをもっています。ですから、経営者は、これを積極的に利用していくべきなんですよ。労働法を規制だと考えないで、労働者のためだけではなく、経営にとってもとても大事なことであるという視点をもつべきです。

井口 規制と考えてしまうと、かいくぐり方やコストカットをどうするかを議論することになるのですが、SNS社会のなかで、いったんブラック企業というレッテルを貼られると、もう二度と人が来なくなってしまいます。

大内 むしろ、労働法の精神を理解して、積極利用して、法律よりも良い労働条件を上乗せするくらいの気持ちでいい労働者を集めしていくことが大切だと思いますね。

井口 なるほど。大変な時代ですが必死で考えていくほかないです。今日はありがとうございました。

大内 こちらこそありがとうございました。

(対談日:平成 28 年 12 月 7 日)

大内伸哉教授 プロフィール

1963 年 神戸市生まれ

1995 年 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了

1996 年 神戸大学法学部助教授

2001 年 神戸大学大学院法学研究科 教授

【公職—2016 年度】

兵庫県地方労働審議会会長

厚生労働省「働き方の未来 2035 憇談会」

総務省「IT ネットワーク化検討会議」

内閣府「人工知能と人間社会に関する懇談会」

厚生労働省「働き方に関する政策決定プロセス有識者会議」

【主な著書】

『勤勉は美德か？幸福に働き、生きるヒント』(光文社新書)

『労働法 実務講義(第3版)』

『解雇改革 日本型雇用の未来を考える』(中央経済社)

弁護士井口寛司 プロフィール

1962 年 和歌山県生まれ

1985 年 中央大学法学部法律学科卒業

1986 年 司法試験合格

1988 年 司法研修所修了・兵庫県弁護士会登録

1994 年 独立開業